

# 男女共同参画推進条例制定に 関する調査特別委員会を設置

## 嘉麻市男女共同参画 推進条例について

### 提案された条例の内容

☆ 条文では、第1章の総則から第6章の雑則まで全6章、50条で構成され、男女共同参画社会基本計画及び推進体制の整備等、男女共同参画推進のための支援や取り組みなどの基本的施策、嘉麻市男女共同参画推進委員や嘉麻市男女共同参画審議会を設置、苦情及び救済の申出の処理などについて規定されています。

### 主な内容

(目的)  
男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女

が責任を分かち合いながら生きがいを持つて共に自立し、支え合い、個性や能力を発揮できる社会を築いていくこととの重要性をかんがみ、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的とする。

### (基本理念)

市、市民及び事業者等は、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進しな



ければならない。

○ 男女の人権が尊重され、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないことなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されることのほか、全7項目の基本理念が提案されています。

### 嘉麻市男女共同参画推進条例の審査のため、議長を除く議員全員で構成する特別委員会が設置され、委員長に山倉敏明委員が、副委員長に田淵千恵子委員が選出されました。

今後は、条文を一条一条細かな検討をし、精力的に審査を行ってまいります。



山倉敏明 委員長



田淵千恵子 副委員長

## 骨格予算と肉付け予算

本来予算は、その年度の歳入、歳出すべてについて年間の見通しのうえにたって編成されるべきものです。

しかし、地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくいなどの理由により、政策的経費等の予算計上を避け、人件費等義務的経費などの必要最小限度の経費を計上する予算編成が行われますが、この予算を骨格予算と呼んでいます。

政策的判断ができにくい理由が解消された後に、政策的経費や新規事業費などを加える補正予算を肉付け予算と呼んでいます。

このほかに、年間の予算が年度開始時までに成立する見込みがない場合や合併などで新たに地方公共団体が設置された場合などに、本予算が成立するまでの一定期間、暫定的なものとして編成される暫定予算があります。

